



# 平成18年3月期 第1四半期業績の概況(連結)

平成17年8月5日

上場会社名 株式会社 ハルテック (コード番号: 5916 東証・大証 第1部)

(URL <http://www.haltec.co.jp/>)

代表者 役職名・氏名 代表取締役社長 會田 正

問合せ先責任者 役職名・氏名 取締役執行役員管理担当 北垣 一郎 TEL. 03-5847-0411 (代表)

## 1. 平成18年3月期の連結業績予想(平成17年4月1日 ~ 平成18年3月31日)

(注)記載金額は百万円未満切捨表示

|          | 売上高    |     |       | 受注高    |     |        |
|----------|--------|-----|-------|--------|-----|--------|
| 18年3月期予想 | 9,600  | 百万円 | 9.2 % | 8,600  | 百万円 | 20.6 % |
| 17年3月期実績 | 10,568 |     | 2.4   | 10,834 |     | 38.4   |

(注) パーセント表示は、前年同期比増減率

### [ 連結業績予想に関する定性的情報等 ]

平成17年5月19日に公表した業績予想等について、本日(平成17年8月5日)に変更しております。

業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

## 2. 平成18年3月期第1四半期業績の概況(平成17年4月1日 ~ 平成17年6月30日)

### (1) 連結受注実績

|              | 受注高   |     |        |
|--------------|-------|-----|--------|
| 18年3月期 第1四半期 | 914   | 百万円 | 50.5 % |
| 17年3月期 第1四半期 | 1,848 |     |        |

(注) 受注高は、当該四半期までの累計額  
パーセント表示は、前年同四半期比増減率

### (参考)連結受注実績内訳

(単位:百万円)

| 区   | 分     | 平成18年3月期<br>第1四半期 | 平成17年3月期<br>第1四半期 | 比較増減  | 増減率    |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------|--------|
| 橋梁  | 国内官公庁 | 546 (59.7%)       | 1,757 (95.1%)     | 1,211 | 68.9%  |
|     | 国内民間  | 367 (40.2%)       | 89 (4.8%)         | 277   | 309.1% |
|     | 計     | 914 (99.9%)       | 1,847 (99.9%)     | 933   | 50.5%  |
| 鉄骨等 | 国内官公庁 | ( )               | ( )               |       |        |
|     | 国内民間  | 0 (0.1%)          | 0 (0.1%)          | 0     | 31.1%  |
|     | 計     | 0 (0.1%)          | 0 (0.1%)          | 0     | 31.1%  |
| 合計  | 国内官公庁 | 546 (59.7%)       | 1,757 (95.1%)     | 1,211 | 68.9%  |
|     | 国内民間  | 368 (40.3%)       | 90 (4.9%)         | 278   | 308.0% |
|     | 計     | 914 (100.0%)      | 1,848 (100.0%)    | 933   | 50.5%  |

(注) ( )内のパーセント表示は、構成比率

[ 連結受注実績に関する定性的情報等 ]

第 1 四半期の受注につきましては、下記の事情に影響を受けております。

( 2 ) 当該四半期において財政状態及び経営成績に重要な影響を与えた事象

当社は、平成 17 年 6 月 15 日、鋼橋上部工事に関し、公正取引委員会に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」違反（不当な取引制限）の容疑により刑事告発され、東京高等検察庁より起訴されました。その後、平成 17 年 6 月 17 日には国土交通省より行政処分（指名停止措置）を受けたことを初めとし、各自治体等の発注者からも同様の行政処分を受けるに至っております。

以 上